

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

特集

忘れない、忘れられない
東日本大震災から1年

大和ハウス工業・大和リース/鉄建建設

ニュース

トルエン取扱いで就業制限

厚労省 改正女性則を10月施行へ

ハウスメーカー最前線

環境から安全活動醸成

排水事故対策にエコシンク

三菱地所ホーム

WEB版はカラーでご覧になれます!!

WEB登録(無料)のお問い合わせは

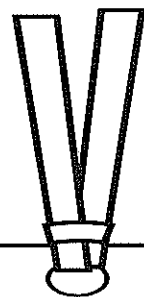


0120-972-825

No.2157

2012

3 / 1



社労士が教える 労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRアップ21東京会
朝比奈事務所

所長 朝比奈広志

第124回

出張中、接待帰りに旅館の玄関で転倒して左上腕を骨折

■ 災害のあらまし ■

A社はイベントなどの企画・運営事業を東京都で営んでいる。A社では、顧客のB社がY県で大きな観光用のイベントを計画しているとの情報を得て、この企画・運営を受託すべく営業活動を行うこととした。

社員のCは、営業部長としての能力を買われており、今回も本件イベントの企画・運営を受注するためのプロジェクトリーダーとして任命された。Cは早速、B社に対してその責任者をY県に誘い、A社のイベント企画の説明、情報交換および接待を予定してY県へ出張を計画した。

Y県へは、顧客であるB社のE取締役と外国人であるF取締役、A社のD企画部長とCの4人で2泊3日の予定で出張した。宿舎はイベント会場の近くの老舗の旅館を予約した。

出張初日に、企画案の一つでもある川下りを4人で体験して、その日の晩にはイベントでも使用する予定の料亭でB社の2人への接待を兼ねて夕食をとることとした。

酒食をともにして宿舎である旅館に戻り、入り口から玄関までの間でCは敷石につまずき転倒して左上腕を骨折したものである。

■ 判断 ■

出張中に関しては、全くの私的な行為や明らかに合理的な経路を外れているような事情がない限り、出張としての業務を終えて宿舎へ向かう行為には業務遂行性が認められ、また本件のCさんの飲酒に関しても、B社への接待が当初からの出張の目的の一つであり酩酊状態になるほどの泥酔していた状態でもなかったことから業務起因性および業務遂行性が認められ業務上である。

■ 解説 ■

原則から説明すると労災保険における業務災害については、「労働者が事業主の支配下にあることに伴う危険が現実化したものと経験則上認められる場合(昭49・1・25基収第2950号)」に業務遂行性が認められ、業務起因性があるとされている。

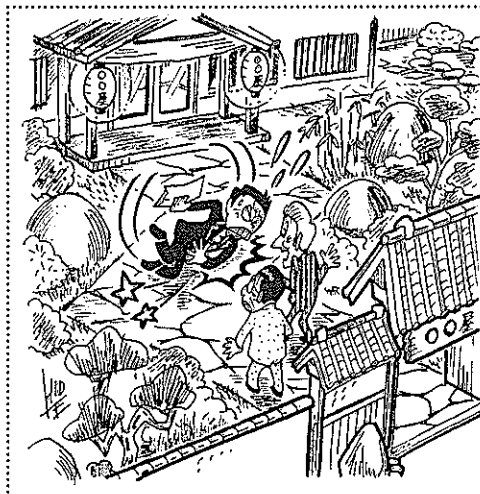
出張中については事業主の直接の管理を離れており直接の指揮監督を受けることはないようにも見られるが、全くの私的行為といえるようなものでない限り与えられた用務を遂行するために包括的に事業主の支配を受けていると考えられ、その結果として業務起因性が認められることになる。

Cの事故以前の行為に関して検証してみよう。当日の川下りは観光のようにも見えるが、実はこの出張の主目的の一つであるB社が計画しているイベントの企画案の一つであった。実際に乗船しその体験を通じてこの企画案の有用性を判断する必要があることは間違いなく、これを業務の一部と考えることに異論はないところである。

その後の飲酒を伴う接待はどうだろうか。出張を計画した段階から、B社の責任者である2人への接待は計画させており、出張計画書(旅程表)にも記載があるところである。競合他社もB社から本イベントの企画・運営を受託すべく営業活動を行っていた事実もあり接待が業務上必要な行為であることは明らかである。

ただし、顧客と酒食をともにすれば全て業務といえるかということ、「接待と業務の関連性」「接待の内容」「接待中の飲酒の有無・程度」「接待中の本人の状態」「接待終了後の行動」の点から接待を検証することが必要である。

当日のCの接待はどうであっただろうか。



Cの出張は、B社からの情報収集と競合他社より人的関係を深めることにより受注に結びつけるという狙いがあり、本出張の目的とも一致するものであった。接待の費用は、4人の飲食代をA社が負担しており、これについては出張申請の中でCは会社の承認を受けているものであった。

接待は、4人で夕食を兼ねて行ったもので酒席をともにして行われた。接待中に、Cは飲食についての気配りに加えて、B社の取締役は日本語が堪能でない外国人であり英語の得意なCは企画部長に対して通訳をするなどの行動をしていた。そのために酩酊するほど飲酒できるものではなく事実ほろ酔い程度の状態であった。

2時間程度の酒席の後は、接待会場から宿舎まで他の3人を案内しながらの道中であった。宿舎に入り口から玄関までの通路にしかれた敷石が若干凍結していたようで、後ろを歩く同行者に注意を促しながら歩いている際に本人が足を滑らせてつまずいてしまったために転倒して負傷したものである。

このように、Cの行動を検証すると業務遂行性が認められ業務起因性を失うものでなく業務上であることが立証できる。